

# 福祉

会津若松市地域福祉計画 .....	137
会津若松市高齢者福祉計画	
・ 第7期介護保険事業計画 .....	138
高齢者の福祉 .....	142
地域支援事業 .....	145
会津若松市障がい者計画・	
第5期障がい福祉計画	
第1期障がい児福祉計画 .....	147
障害者総合支援法 .....	148
障がい者の福祉 .....	153
児童の福祉 .....	156
ひとり親家庭の福祉 .....	164
低所得者の福祉 .....	166
その他の福祉 .....	169
会津若松市社会福祉協議会 .....	172



# 会津若松市地域福祉計画

地域福祉計画は、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域で何らかの支援を必要とする人への支援や、地域の生活課題等を解決するために必要な仕組みづくりを、地域の多様な主体が連携して推進するための指針となる計画である。

また、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会においても、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画を策定しており、両計画の連携により、一体的な本市の地域福祉の推進を図っていく。

## 基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合う  
あいづわかまつ」

## 基本的な視点

- ①地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとりであることを意識する
- ②生活の場の広がり（生活する範囲）について考える
- ③地域が抱える生活課題・福祉課題について認識する
- ④地域特有の取組（地域資源）を把握する
- ⑤地域福祉活動を行うための仕組みづくりを考える
- ⑥地域福祉活動を行う多様な主体が相互理解を深める

## 基本目標と基本施策

**基本目標 1** 地域福祉の理解を深め、担い手を育てる地域づくり

- (基本施策) ①地域福祉の理解促進及び福祉の心の育成  
②地域活動の担い手の育成と人材育成への支援  
③若者が参加しやすい環境づくり

**基本目標 2** 地域の中での支え合い、助け合いがある地域づくり

- (基本施策) ①地域福祉活動への参加の促進  
②市民協働による取組の推進

**基本目標 3** いつまでも安心、安全に暮らせる地域づくり

- (基本施策) ①地域の活動拠点づくり  
②災害時避難行動要支援者への見守り等の日常的な支援  
③生活支援に係る情報提供体制の充実

- ④子育てにやさしい環境づくり
- ⑤高齢者が安心して生活できる地域づくり
- ⑥障がい者（児）への理解促進と共生の地域づくり
- ⑦生活困窮者の自立に向けた支援
- ⑧安心安全なまちづくり

**基本目標 4** 健康でずっといきいき暮らせる地域づくり

- (基本施策) ①健康づくりの推進  
②地域医療体制の充実

**基本目標 5** 福祉サービスの充実した地域づくり

- (基本施策) ①福祉サービスを利用しやすい環境づくり  
②相談体制の充実・強化  
③利用者主体の福祉サービスの実現

## 重点的な取組

- 1 地域福祉活動の基盤となる地域の仕組みづくりの推進
- 2 災害時避難行動要支援者に対する日常的な見守り体制
- 3 生活困窮者自立支援の取組

## 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年度）  
（5 年間）

## 計画の特徴

- ①地域の多様な主体の役割分担の考え方  
基本施策の展開にあたり、市民、地域の各種団体、行政、社会福祉関係団体等の役割分担の考え方を記載している。
- ②地域課題の解決に向けた協議の場づくり  
地域の生活課題等を解決し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、多様な主体による協議を行いながら、問題解決を図るための流れや考え方について記載している。

# 会津若松市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

## 基本理念と基本目標

### ■ 基本理念

#### 高齢者がいきいきと暮らせる地域社会の実現

### ■ 基本目標

本計画の基本目標は、前計画を引き継ぎ、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるよう『地域包括ケアシステム』の構築を目指す」とします。

なお、本市の地域包括ケアシステムは、2025年に向けて介護や支援を必要とする方や家族の心構えに寄り添った多様な選択肢が提供できるよう、「介護」「医療」「介護予防」という専門的なサービスと、地域の資源やネットワークを活用した「生活支援」や「福祉」が連携して支える体制の構築を目指します。

## 基本方針

### 《基本方針1 高齢者の活躍の促進》

今日、元気な高齢者が増加する中で、高齢者が支えられる側だけではなく、その能力や状況に応じて、可能な限り地域の課題解決や活性化に向けた「社会参画」が求められています。

そのような中、多様な社会経験を持つ高齢者が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労や生涯学習、ボランティア活動等を通して、積極的な社会活動を促すために、参加できる場や機会を提供するなど、社会参画しやすいまちづくりを進めます。

#### (1) 高齢者の生きがいづくり

##### ①生涯学習の推進

- あいづわくわく学園
- ゆめ寺子屋
- 公民館の学習講座

#### (2) 高齢者の社会参加・参画の推進

##### ①社会参加の促進

- 高齢者ボランティアの充実
- 老人クラブ
- 地域サロンの充実
- ふれあいセンター事業の充実

#### (3) 高齢者の就労支援

##### ①高齢者の就労支援

- シルバー人材センターへの支援

### 《基本方針2 地域包括ケアシステムの構築》

核家族化や地域のつながりの希薄化が進行する中で、地域での自立した生活を望む高齢者が、安

心して暮らし続けるための支え合いの仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっており、地域包括支援センターを中核とした地域のネットワークづくりを一層充実していく必要があります。

そのような中、介護・医療・介護予防という専門サービスと、住まい・生活支援サービスの連携を推進し、地域の特性を踏まえながら、見守り、支え合う地域づくりの構築を進めます。

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ①地域包括支援センター事業の充実

- 相談支援体制の充実
- 医療・介護関係者等の連携・協働の推進
- 介護支援専門員の活動支援の充実

[地域包括支援センター]

圏域名	名称	小学校区域
若松第1圏域	若松第1地域包括支援センター	行仁・鶴城・東山小学校区域
若松第2圏域	若松第2地域包括支援センター	謹教・城西・小金井小学校区域
若松第3圏域	若松第3地域包括支援センター	門田・城南・大戸小学校区域
若松第4圏域	若松第4地域包括支援センター	永和・神指・城北・日新小学校区域
若松第5圏域	若松第5地域包括支援センター	一箕・松長・湊小学校区域
北会津圏域	北会津地域包括支援センター	荒館・川南小学校区域
河東圏域	河東地域包括支援センター	河東学園小学校区域

#### ②地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センター職員のスキルアップ
- 地域包括支援センターの体制強化
- 市の支援体制の強化と役割分担の明確化

#### ③地域ケア会議の充実

- 地域ケア会議の機能強化
- ミニ地域ケア会議開催の推進
- 地域ケア個別会議開催の推進

#### ④地域包括支援センターの評価の充実

#### (2) 地域支援ネットワークの構築

##### ①地域支援ネットワークの構築

- 地域支援ネットワークの強化と拡大
- 生活支援体制の整備

- 孤独死防止等ネットワーク
- ②医療と介護の連携の推進
  - 医療・介護関係者のネットワーク構築の推進
  - 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ
  - 在宅療養に関する相談体制の充実と意識啓発の推進
- (3) 多様な実施主体による多様なサービスの提供

### 《基本方針3 介護予防の推進》

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービス事業の充実を図り、要介護状態への移行抑制と進行抑制に取り組みます。

また、要介護状態の要因となる脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等の生活習慣病は、高血圧症やメタボリックシンドロームなどの基礎疾患を有している人に多く見受けられ、本市の健康課題であることから、健康づくりに取り組み、病気を予防して、健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業
  - 訪問・通所相当サービス
  - 訪問・通所緩和型サービス
  - 短期集中予防訪問サービス
- (2) 要介護状態への移行抑制
  - ①介護予防の普及啓発の推進
    - 介護予防教室
    - 介護予防講座
- (3) 地域住民主体の介護予防の充実
  - ①地域住民主体の介護予防
    - 地域リハビリテーション活動支援事業
    - 介護予防サポーターの養成
- (4) 健康づくりの取り組み
  - ①健康づくり事業の推進
    - ライフステージに応じた健康づくり
    - 健康診査受診の推進
    - ICTを活用した健康づくり

### 《基本方針4 総合的な生活支援の充実》

高齢社会の進行に伴い、今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症への理解促進を図るとともに、認知症の早期発見・早期対応につながる取り組みや、介護者への支援体制づくりに取り組む必要があります。

また、高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援

するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進するとともに、介護サービス以外の支援の取り組みや在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による要支援者の状況把握や情報共有等を進めます。

さらに、高齢者の買い物等の外出支援や災害時の避難支援、さらには適切な居住環境の確保等、多様なニーズに対応した包括的な支援に取り組みます。

#### (1) 認知症の人とその家族への支援の充実

- ①認知症への社会の理解の推進
    - 認知症サポーターの養成
    - 認知症キャラバン・メイトの支援
  - ②認知症の人の家族への支援
    - 認知症地域支援推進員の配置
    - 認知症カフェ
    - 認知症外出見守り事業
  - ③医療介護連携の推進
    - 認知症医療介護連携推進連絡会議の開催
    - 認知症ケア多職種連携推進研修会の開催
    - 認知症ケアパスの活用
  - ④認知症予防、早期発見・早期対応の取り組み
    - 認知症予防事業の推進
    - 認知症チェックシートの普及
    - 認知症初期集中支援チームの実施
    - 若年性認知症の人と家族への支援
- #### (2) 高齢者の権利擁護・安全確保の推進
- ①虐待防止・権利擁護の推進
    - 成年後見制度の充実
    - 高齢者等虐待防止ネットワーク会議の開催
  - ②高齢者の安全確保
    - 安全対策及び災害時支援
    - 交通安全・悪質商法等対策
- #### (3) 高齢者の生活全般への支援充実

- ①一人暮らし・高齢者のみ世帯等への支援
  - 住まいの支援
  - 高齢者福祉相談員
  - 訪問給食
  - 寝たきり高齢者等おむつ等給付事業
  - 地域における除雪の支援
  - 外出支援施策の推進

### 《基本方針5 円滑な介護保険制度の運営》

介護保険制度は、利用者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に基づいて必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。

2025年の社会を見据え、今後、居宅サービスと施

設サービスのバランスを図りつつ、居宅サービスの中でも在宅生活の継続に特に必要性の高い、地域密着型サービスや夜間の訪問介護・看護サービスについて対策を進めます。

また、対象者に接しサービス提供を行う介護職員の質の確保も大切ですので、事業所指導や研修会を開催するほか、ケアプラン作成にあたっては、インフォーマルなサービスも含めた地域での生活継続の視点を取り入れるよう指導します。加えて、現在大きな課題となっている介護職員の確保について、国や県と協力しながら対策を進めます。

(1) 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築

- ①施設サービス整備の方向性
- ②在宅サービス整備の方向性

(2) 被保険者間の利用者負担のバランス

- ①高所得者の負担
  - 利用者負担割合
- ②低所得者支援
  - 利用者負担額の軽減
  - 介護保険料の減免・軽減

(3) 円滑で安定した介護保険事業の運営

- ①情報提供及び相談・支援体制の充実
  - 情報提供の充実
- ②介護給付適正化事業
  - 給付適正化
  - 地域密着型サービス事業者等の指定と指導・監査
- ③介護保険料の徴収対策
  - 介護保険推進員による徴収及び制度周知
  - 徴収体制の強化
- ④介護給付費準備基金の運用
- ⑤介護保険運営協議会等の機能の拡大

《基本方針6 介護サービス量の見込み》

平成30年度からの介護サービスの見込みは、本市の高齢者人口や要介護・要支援認定者数を推計し、第6期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設が整備される見込み等を勘案しながら推計しました。

①第7期介護保険料

○介護保険料の算定方法

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～平成32年度（令和2年度））における第1号被保険者保険料を算定するために、計画期間である3年間の介護給付費等を積算します。

計画期間の高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに推計

した結果、今後3年間の介護給付費等は約359億円と見込まれます。

その費用を介護保険制度のルールにより分担します。

②第7期計画の介護保険料

これらを総合的に考慮し、平成30年度から3年間の第7期介護保険料基準額は、

年額72,600円（月額6,050円）とします。

●平成30年度～平成32（令和2）年度介護保険料

段階	区分	年額(円)
1	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受けていて本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	36,300 (軽減後) 21,700
2	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	43,500 (軽減額) 25,400
3	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	50,800 (軽減額) 47,100
4	本人が市民税非課税及び合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	61,700
5	本人が市民税非課税及び合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	72,600
6	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が120万円未満の人	83,400
7	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が200万円未満の人	94,300
8	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が300万円未満の人	108,900
9	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が400万円未満の人	123,400
10	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が400万円以上の人	137,900

## 介護保険制度の運営状況

### (1) 総人口と高齢者数等（各年4月1日現在）

区分	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	
		65～74歳	75歳以上
平成29年	120,665	34,927	16,653
平成30年	119,681	35,455	16,908
平成31年	118,518	35,781	16,975
令和2年	117,329	36,129	17,305

区分	高齢化率 (B/A)	認定者数 (C)	認定率 (C/B)
平成29年	28.9%	7,259	20.8%
平成30年	29.6%	7,332	20.7%
平成31年	30.2%	7,463	20.9%
令和2年	30.8%	7,468	20.7%

※認定者数は各年4月末現在。

※認定者数には40～64歳の被保険者を含む。

### (2) 要介護・要支援認定者数（各年4月末現在）

区分	令和2年		平成31年		平成30年	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
要支援1	1,469	19.7%	1,336	17.9%	1,268	17.3%
要支援2	894	12.0%	1,008	13.5%	1,014	13.8%
要介護1	1,677	22.4%	1,698	22.8%	1,593	21.7%
要介護2	1,032	13.8%	1,009	13.5%	1,004	13.7%
要介護3	810	10.8%	825	11.1%	822	11.2%
要介護4	968	13.0%	965	12.9%	1,016	13.9%
要介護5	618	8.3%	622	8.3%	615	8.4%
合計	7,468	100.0	7,463	100.0	7,332	100.0

### (3) サービス受給者数（各年4月末現在）

(単位：人)

	令和2年	平成31年	平成30年
<b>居宅サービス総数 (A)</b>	<b>4,628</b>	<b>4,404</b>	<b>4,348</b>
要支援1	325	275	255
要支援2	411	398	383
要介護1	1,511	1,484	1,349
要介護2	956	902	912
要介護3	615	604	639
要介護4	545	505	562
要介護5	265	236	248
<b>施設サービス総数 (B)</b>	<b>1,312</b>	<b>1,324</b>	<b>1,288</b>
介護老人福祉施設	720	718	664
介護老人保健施設	574	592	610
介護療養型医療施設	6	14	14
介護医療院	12		
<b>総数 (A+B)</b>	<b>5,940</b>	<b>5,728</b>	<b>5,636</b>

(※構成比)

	令和2年	平成31年	平成30年
居宅サービス	77.9%	76.9%	77.1%
施設サービス	22.1%	23.1%	22.9%

### (4) 介護サービス等給付費（年間）

単位：千円

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
居宅サービス	5,740,223	5,605,325	5,583,838
施設サービス	4,157,309	4,167,347	3,781,775
その他	729,080	688,070	635,111
合計	10,626,612	10,460,742	10,000,724

※その他には、高額介護（高額医療合算介護）サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を含む。

# 高齢者の福祉

## 概要

本市においては、令和2年4月1日現在の高齢化率が30.8%となり全国平均より先行している状況にあることから、総合的な高齢社会対策の推進が求められています。

さらに、65歳以上の高齢者人口の増加と合わせて、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

このような状況を踏まえ、市では、介護保険事業計画と一体的に策定した『高齢者福祉計画』に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービス等を総合的に提供し、高齢者の誰もが尊重され、住み慣れた地域で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう支援しています。

### ◆高齢者人口の推移 (各年4月1日現在)

区 分		2年度	元年度	30年度
総人口(人)		117,329	118,518	119,681
60歳以上	人口(人)	8,350	8,549	8,621
	比率(%)	7.1	7.2	7.2
65歳以上	人口(人)	36,129	35,781	35,455
	比率(%)	30.8	30.2	29.6
75歳以上 (再掲)	人口(人)	18,824	18,806	18,547
	比率(%)	16	15.9	15.5

※ 住民基本台帳

### ◆ひとり暮らし高齢者の推移 (各年10月1日現在)

区 分	27年	22年
ひとり暮らし高齢者	5,794	4,681

※ 国勢調査結果

## 生活支援対策

### ◆高齢者日常生活用具給付等事業

概ね65歳以上の高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器など日常生活用具の給付を行っています。

### ○実施状況

区 分		元年度	30年度	29年度
給付件数(件)		20	17	42
内	電磁調理器	2	2	2
	火災警報器	8	9	19
訳	自動消火器	10	6	21

### ◆高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術所利用者助成事業

本市に居住する75歳以上の高齢者がはり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた場合、その費用の一部(800円)を助成し、健康の保持増進を図っています。

### ○実施状況

区 分		元年度	30年度	29年度
給付者数(人)		209	227	225
延利用者数(人)		353	345	376
延利用枚数(枚)		543	588	635

### ◆緊急通報システム事業

本市に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活における不安解消を図っています。

### ○実施状況

区 分		元年度	30年度	29年度
利用者数(人)		543	536	527

### ◆訪問給食サービス事業

本市に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者にバランスのとれた食事を配食するとともに、安否確認を行っています。

### ○実施状況

区 分		元年度	30年度	29年度
実利用者数(人)		422	399	291
実食数(食)		65,038	52,839	41,952

### ◆高齢者等世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業

公営住宅(県御旗町、市片柳及び南花畑53戸)の高齢者及び身体障がい者世帯向け住宅の入居者に対し、生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応、一時的家事援助等を提供する生活援助員を派遣し入居高齢者等の安全で快適な生活を支援しています。



○実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
延派遣回数(回)	3,568	3,932	3,663

◆高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護保険要介護認定で「非該当(自立)」と認定された65歳以上の高齢者(生計中心者が非課税)が、要介護状態になることを予防するために行う住宅改修に要する経費についてその9割を、18万円を限度に助成しています。

○実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
件 数 (件)	5	3	2
助成額 (千円)	492	366	187

◆車いすタクシー利用助成事業

歩行が困難な65歳以上の高齢者(身体障害者手帳1、2級、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けていない方で、かつ、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方。)が、車いすタクシーを利用した場合、その費用の一部(1ヶ月あたり4,000円)を助成しています。

○実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
給付者数 (人)	421	369	331
助成額 (千円)	4,344	4,179	3,418

高齢者生きがい対策

◆老人クラブ

老後の生活を健康で豊かなものとするため、教養活動及びレクリエーション活動等を展開している単位老人クラブに対して助成金を交付しています。

○助成額

区 分	元年度	30年度	29年度
ク ラ ブ 数	61	63	64
会 員 数 (人)	2,575	2,764	2,845
助 成 額 (千円)	2,196	2,268	2,304
連合会助成額(千円)	2,927	2,927	2,927

◆高齢者作品展

高齢者が豊かな経験と知識を生かして制作した作品を展示し、広く市民に高齢者の能力を理解しても

らうとともに、高齢者の生きがいづくりに努めています。

○実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
出品者数(人)	1,172 (28)	1,041 (27)	820
出品点数(点)	541(52)	593 (57)	528

※()内は大熊町老人クラブの出品に係る内数。

◆敬老事業

本市に居住する75歳以上の高齢者を敬老会に招待し記念品を贈呈、さらに、81歳以上の高齢者に対しては敬老祝金を贈呈しその長寿をお祝いしています。

○敬老会・敬老祝金支給状況

区 分	元年度	29年度	28年度
敬老会招待者数(人)	19,072	18,484	18,255
祝金受給者数 (人)	10,786	10,373	10,122
祝金支給額 (千円)	53,930	51,865	50,610

○100歳賀寿

区 分	元年度	30年度	29年度
贈呈者数 (人)	27	39	25

◆高齢者大学校「あいづわくわく学園」

平成3年7月に開校、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協議会との共催により事業を展開しています。

60歳以上の方を対象とし、一般・専攻・研究の各課程それぞれ50名(定員)が精力的な学習活動を行っています。

○学習内容

- ・一般課程 教養講座とグループ学習
- ・専攻課程 会津の歴史を学ぶ現地学習
- ・研究課程 一般課程、専攻課程で習得した知識、経験を活かした実践学習
- ・クラブ活動 3課程合同による趣味の活動

○学習方針

興味のもてる幅広い分野の講座を選定するとともに、世代間交流などの体験学習を通しながら学園生の自主性を重視しています。

◆ゆめ寺子屋

高齢者の生きがいづくりと健康づくり、さらにはボランティア活動等の社会活動への参加を促進するため、平成9年10月に開校(平成11年度より市単独事業)、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協

議会との共催により事業を展開しています。

60歳以上の方を対象とし、年間約20回の講演会講座及びスポーツレクリエーション講座の受講を中心とした活動を通して幅広い教養を身につけるとともに、スポーツ・レクリエーション、老化防止のための運動等に取り組んでいます。

受講期間は、10カ月（6月～翌年3月）で定員は450名。

## 老人福祉施設

### ◆養護老人ホーム

経済的または環境的な理由で養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所し、必要な養護のもとに生活をしています。

入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否判定後、福祉事務所が行います。また、本人の所得または扶養義務者の課税の状況に応じ費用負担があります。

○入所の状況（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分		元年度	30年度	29年度
市内	会津長寿園	131	131	134
	鮮雲荘	12	11	12
市外	緑光園	3	4	5
	合 計	146	146	151

### ◆デイサービスセンター

施設名	指定管理者
片柳テニスコートセンター	(社福) 博愛会
南花畑テニスコートセンター	(社福) 博愛会
北会津テニスコートセンター	(社福) 市社会福祉協議会

### ◆施設への助成（令和元年度）

施設名	助成内容	金額 (千円)
絆	建設に係る借入金償還に対する補助	22,015
会津敬愛苑	建設に係る借入金償還に対する補助	18,203
気生苑	建設に係る借入金償還金利子に対する補助	6,887
天生	建設に係る借入金償還金利子に対する補助	2,254

## シルバー人材センター

健康で意欲のある高齢者に対する就業機会を確保するため、公益社団法人会津若松市シルバー人材センターが果たすべき役割は重要であり、大きな期待が寄せられています。

### ◆年齢別会員数（令和2年3月31日現在）

区 分	男	女	計
59歳以下	0	0	0
60～64歳	9	12	21
65～69歳	87	38	125
70～74歳	120	56	176
75～79歳	100	33	133
80歳以上	51	12	63
合 計	367	151	518

### ◆事業実績の推移

区 分		元年度	30年度	29年度
受注 件数	公 共	78	89	87
	民 間	4,997	5,049	5,349
	計	5,075	5,138	5,436
契約金額（千円）		218,397	216,227	203,968
配分金（千円）		183,216	184,606	172,798
事務費等（千円）		25,682	31,622	31,189
会員数（人）		518	488	464
就業延人員（人）		47,032	47,788	46,049
就業率（%）		84.2	86.1	89.0

※ 事務費等は、事務費及び材料費の合計。

※ 就業延人員で多いのは、一般作業群（除草、清掃等）、管理群（駐車場整理、公園管理等）、サービス群（福祉、家事援助等）、技能群（庭木剪定、雪囲い、襖・障子張り等）の順であり、配分金額では、管理群、一般作業群、技能群、サービス群の順となっています。

# 地域支援事業

## 概要

地域の高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、各種事業を実施し介護予防を推進します。

## 主な事業

### ◆介護予防・日常生活支援総合事業

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援者等を対象に、介護予防の充実と多様な主体による多様なサービスを実施します。

単位：千円

区分	令和元年度	平成30年度
訪問型サービス	88,021	89,465
通所型サービス	334,934	331,183

#### 【一般介護予防事業】

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を実施します。

事業名	令和元年度	平成30年度
介護予防教室	483回 6,421名	468回 6,769名
介護予防講座	105回 1,875名	115回 2,070名
認知症予防教室	66名	28名

### ◆包括的支援事業

#### 【地域包括支援センター事業】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、7ヶ所に設置した地域包括支援センターで、さまざまな相談や介護状態にならないための事業及び虐待等から高齢者を守る権利擁護事業などを、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職がチームとなって支援します。

#### ○実施状況

区分	元年度	30年度	29年度
訪問相談(件)	24,550	24,662	26,009
電話相談(件)	23,736	22,390	21,457
来所相談(件)	5,856	5,468	2,978
延相談件数(件)	54,142	52,520	50,444

#### 【在宅医療・介護連携推進事業】

在宅医療・介護連携支援センターの設置などにより、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

区分	令和元年度	平成30年度
在宅医療・介護連携の相談・支援件数	49件	7件

#### 【認知症総合支援事業】

認知症の早期発見・早期対応や介護者への支援体制づくりに取り組みます。

事業名	令和元年度	平成30年度
認知症初期集中支援推進事業	相談件数 19件	相談件数 22件
認知症地域支援推進員	相談件数 1,164件	相談件数 1,088件

#### 【生活支援体制整備事業】

高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の支援の充実を図ります。

区分	令和元年度	平成30年度
協議体設置	全市1 各地区16	全市1 各地区16
生活支援コーディネーター配置	全市1 各地区7 相談件数 3,779	全市1 各地区7 相談件数 1,223

### ◆任意事業等

#### 【家族介護者交流会事業】

高齢者を介護している家族に、介護の方法や介護予防等の知識や技術の習得、介護者間の情報交換及び交流の場を設け、介護者の負担軽減を図ります。

区分	元年度	30年度	29年度
参加者(人)	166	182	176

#### 【認知症サポーター養成講座】

地域の団体や、職場や学校等を対象に認知症についての出前講座を実施し理解を深めます。

区分	令和元年度	平成30年度
回数・養成者数	45回 779名養成	50回 1,078名養成

#### 【寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業】

寝たきりの高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成し、在宅生活を支援します。

区分	元年度	30年度	29年度
給付者(人)	1,001	977	959

**【 家族介護慰労金支給事業 】**

介護保険サービスを利用せずに重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給します。

区 分	元年度	30年度	29年度
該当者（世帯）	2	1	2

**【 成年後見制度利用支援事業 】**

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、親族による申し立てが困難な場合など、市長が申し立てを行い、本人の福祉の増進を図ります。

区 分	元年度	30年度	29年度
申立者（人）	17	24	24
利用決定者（人）	15	24	22

**【 高齢者福祉相談員事業 】**

一人暮らしの高齢者等に対し、友愛訪問を通して、安否の確認や生活相談などを行う高齢者福祉相談員を設置し、高齢者の方の精神的孤独感の解消と健全で安らかな生活が営まれるよう努めています。

区 分	元年度	30年度	29年度
相談員数（人）	51	52	52
訪問対象世帯（世帯）	2,648	2,752	2,789
訪問件数（件）	23,134	24,301	25,661

# 会津若松市障がい者計画・第5期障がい福祉計画 ・第1期障がい児福祉計画

## 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

## 基本目標

「地域全体で配慮の推進に取り組むまち」

「ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち」

「自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」

## 基本方針

### ①合理的配慮の推進

障がい者の権利擁護のため、差別や虐待の予防・解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でユニバーサルデザインを推進する。また、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が行われるよう市民や事業者と協働で取り組む。

### ②地域で支え合える関係づくり

災害時に援護が必要な人の名簿等を支援者で共有し、災害が発生した際の安否確認等が地域で迅速に行われるような支援体制づくりに取り組む。

### ③自己実現を可能とする活動の推進

障がい者がスポーツや文化芸術活動など余暇活動を楽しむことができるような環境づくりに取り組む。

### ④雇用・就業の促進

障がい者が生きがいを持って安心して働き続けることができるよう、企業などに対して障がい理解の促進に取り組む。

### ⑤障がいのある子どもへの支援の充実

関係機関と連携して、障がいや発達に課題のある子どもを早期に発見し、充実した療育が受けられる仕組みづくりに取り組む。また、乳幼児期から青年期まで成長過程に応じた支援を受けることができる仕組みづくりに取り組む。

### ⑥地域生活支援の充実

個々の課題に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、多様化する課題に対応するため、横断的な連携により、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組む。

## 市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組む。

### ①障がい理解の仕組みづくり

すべての市民や事業者に障がいや障がい者への正しい理解が広がる仕組みを構築する。

### ②地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築する。

### ③活動支援の仕組み

障がい者が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動に参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築する。

### ④一般就労に向けた仕組みづくり

一般就労を希望する障がい者が、能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築する。

### ⑤成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが健やかに成長できるように、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行うための仕組みを構築する。

### ⑥横断的な支援の仕組みづくり

障がいがあっても地域で暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な相談体制など障がい者を支援する仕組みを構築する。

## 計画期間

### ◆障がい者計画

平成30年度～平成35年度(令和5年度) 6年間

### ◆第5期障がい福祉計画

平成30年度～平成32年度(令和2年度) 3年間

### ◆第1期障がい児福祉計画

平成30年度～平成32年度(令和2年度) 3年間

## 計画の推進体制

計画は庁内及び庁外の組織により推進する。

●市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議(関係課長による組織)

●市地域自立支援協議会(保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織)

# 障害者総合支援法

## 概要

障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から障害者総合支援法が施行された。障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを利用できるように利用するための仕組みを一元化している。支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

## 自立支援給付

自立支援給付は利用者個人に支給される個別給付であり、障がい福祉サービス・相談支援・自立支援医療・補装具費で構成されている。

### ◆訪問系サービス

（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）

日常生活に支障のある障がい者が安心して在宅生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動支援またはこれらの複数のサービスを包括的に行う。

#### ○利用状況

区分	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)
居宅介護	175	119,238	184	115,229	196	104,474
重度訪問介護	11	27,384	12	31,264	8	45,583
行動援護	7	1,047	12	1,665	11	2,298
重度障害者等包括支援	0	-	0	-	0	-
同行援護	37	16,860	35	10,383	38	8,130

### ◆短期入所

自宅において介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	93	89	78
延べ利用日数(日)	2,635	2,475	2,106
支給額(千円)	22,968	21,845	17,002

### ◆共同生活援助（グループホーム）

主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	203	207	189
支給額(千円)	244,633	229,755	196,045

### ◆施設入所支援

常時介護を必要とする人に、施設において夜間や休日の居住の場を提供する。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	126	125	131
支給額(千円)	159,580	155,684	159,903

### ◆療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	11	13	13
支給額(千円)	43,845	47,974	50,771

### ◆生活介護

常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	265	253	249
利用延べ日数(日)	53,805	51,698	52,021
支給額(千円)	543,600	520,968	512,640

### ◆就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、原則、雇用契約（最低賃金を保証）に基づいて、就労機会の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	64	56	60
支給額(千円)	68,644	69,930	62,034

### ◆就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### ○利用状況

区分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	397	375	356
支給額(千円)	429,202	427,057	411,730

### ◆就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、なおかつ就労が可能と見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	23	31	27
支給額(千円)	15,615	16,460	19,105

### ◆就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導・助言を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	1	0	—
支給額(千円)	104	0	—

### ◆自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	10	16	15
支給額(千円)	5,548	6,758	10,999

### ◆計画相談支援

障がい福祉サービス利用者に相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	822	847	765
支給額(千円)	58,068	54,726	60,916

### ◆地域移行支援

障がい者支援施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための支援を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	1	0	1
支給額(千円)	54	0	130

### ◆地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	0	0	0
支給額(千円)	0	0	0

### ◆自立支援医療

心身の障がい状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給す

る。

○更生医療…身体障がい者を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給する。

区 分	元年度	30年度	29年度	
腎臓機能	件数	1,822	1,946	1,903
	金額(千円)	141,446	155,508	189,672
一 般	件数	18	27	47
	金額(千円)	719	1,514	1,800
計	件数	1,840	1,973	1,950
	金額(千円)	142,165	157,022	191,472

○育成医療…身体障がい児又は疾病により障がいが残ると認められる児童を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給。

区 分	元年度	30年度	29年度
件 数	16	37	28
金額(千円)	301	893	276

○精神通院医療…精神障がい者又は精神疾病により治療が必要な人を対象とし、通院治療に必要な医療費を支給する。

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	2,041	2,019	1,890

### ◆補装具費の支給

身体障がい者及び身体障がい児等の身体機能を補完・代替する用具(補装具)について、その購入又は修理に要する経費の一部を支給する。

### ○支給実績

区 分	元年度	30年度	29年度
交付・修理件数(件)	233	280	286
事 業 費 (千円)	22,894	23,374	29,595

## 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズを踏まえた各種事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。

### ◆障がい者支援センターカムカム

相談支援・ボランティア活動支援等の機能を集約し、ワンストップの相談窓口として障がい者支援センターカムカムを平成22年7月に設置。

- ・場所 一箕町大字鶴賀字下柳原地内  
会津若松市ノーマライズ交流館パオパオ内

◆相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行うこと等により、障がい者等が地域での自立した日常生活・社会生活を営めるよう支援を行う。

○支援実績（基幹）

区 分	元年度	30年度	29年度
支援件数(件)	8,682	8,807	9,263

○支援実績（地域）

区 分	元年度	30年度	29年度
支援件数(件)	2,126	1,931	1,087

◆緊急時入所事業

介護を行う者の疾病等緊急的な理由により、入所した当該障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を提供する。

○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
登録者数(人)	40	40	25
実利用者数(人)	3	6	3
利用延べ日数(日)	10	42	23

◆地域生活体験事業

地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供、その他の日常生活の支援を体験する場を提供する。

○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
登録者数(人)	13	13	9
実利用者数(人)	10	9	9
利用延べ日数(日)	40	74	42

◆ガイドヘルパー派遣事業

社会生活に必要な外出又は余暇活動等の参加のための外出をする際に、移動の介護が必要な障がい者及び障がい児に対して移動の支援及び移動先での必要な介助を行う。

○利用状況

区 分		元年度	30年度	29年度
個別	実利用者数(人)	107	100	100
	事業費(千円)	11,218	10,632	11,102
グループ	実利用者数(人)	4	4	7
	事業費(千円)	56	48	48

◆日常生活用具費助成事業

障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具その他の日常生活用具の購入に要する費用を助成する。

○助成状況

区 分	元年度	30年度	29年度
助成件数(件)	2,644	2,671	2,560
事業費(千円)	27,475	28,479	27,191

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者、障がい児等について、社会生活上必要な意思の疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者等を派遣してコミュニケーションの支援をする。

○利用実績

区 分		元年度	30年度	29年度
専任手話通訳者	手話通訳者(人)	3	2	2
	派遣延べ件数(件)	1,153	1,217	1,230
登録手話通訳者	手話通訳者(人)	22	23	23
	派遣延べ件数(件)	226	281	253

◆訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴介助のサービスを行う。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
派遣人数(件)	5	7	8
派遣回数(回)	494	562	791

◆地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援と社会参加の促進を図るため、障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の場を提供する。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
実施箇所数	3	3	3
実利用者数(人)	40	38	31
利用延べ人数(人)	3,873	3,848	3,300

◆タイムケア事業

障がい者（児）の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や休息の確保を図るため、一時的な預かりを行う。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
実施箇所数	5	4	4
利用延べ回数(回)	4,468	3,131	2,841

◆身体障がい者用自動車改造費補助事業

下肢又は体幹機能障がい等を有する身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、その経費の一部を補助する。（限度額



10万円)

○補助実績

区 分	元年度	30年度	29年度
対象者数(人)	4	1	0
補助額(千円)	400	100	0

◆身体障がい者用自動車運転免許取得費補助事業

下肢又は聴覚障がいを有する身体障がい者が運転免許を取得したことに対し、取得費用の一部を補助する。(限度額10万円)

○補助実績

区 分	元年度	30年度	29年度
対象者数(人)	0	2	2
補助額(千円)	0	200	200

◆手話講習会・点字講習会の開催

障がい者に対する理解と認識を広めるために、市民に対し手話及び点字の講習会を開催する。

○開催状況

区 分	元年度	30年度	29年度
手話講習会参加者数(人)	47	46	43
点字講習会参加者数(人)	7	6	5

◆生活サポート事業

障害者総合支援法による障害支援区分が非該当の方に日常生活や家事に対する必要な支援を行う。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	0	0	0
利用延べ回数(回)	0	0	0

◆手話奉仕員養成事業

日常会話の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者との交流促進等を担う手話奉仕員を養成する。

○開催状況

区 分	元年度	30年度	29年度
受講者数(人)	12	19	13

◆福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住まいの場を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
対象者数(人)	1	0	0

◆ワークシェアリング事業

庁内において障がい者が可能な業務を創出し、障がい者に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価としての謝礼金を支払い、障がい者の就労意欲の喚起と社会参加の促進を図る。また、庁内及び企業に対しての啓発により、障がい者理解と一般就労の促進を図る。

○実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
実施日数	36	47	77
延べ参加人数	360	371	463
参加事業所	10	10	12

◆余暇活動支援事業

障がい者の余暇時間の充実に資するイベントの開催や、交流の場の運営を通して、主体的な余暇活動を支援し、障がい者の社会参加を促進する。

○利用実績

区 分	元年度	30年度	29年度
延べ利用者数(人)	4,393	4,142	3,506

◆成年後見制度利用促進補助事業

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる障がい者につき、当該費用の全部又は一部の補助を行う(平成25年度から事業開始)。

○補助実績

区 分	元年度	30年度	29年度
対象者数(人)	5	4	2
補助額(千円)	1,120	1,002	225

障がい児支援

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から児童福祉法に基づき障がい児支援を実施している。身近な地域における支援の充実に目的に複数の事業が創設された。

◆児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	96	90	80
利用延べ回数(回)	5,741	5,023	4,349
支給額(千円)	63,289	51,072	40,459

#### ◆放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

##### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	181	181	155
利用延べ回数(回)	18,507	16,335	14,595
支給額(千円)	161,953	135,174	105,571

#### ◆保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

##### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	30	17	14
利用延べ回数(回)	68	45	27
支給額(千円)	740	589	365

#### ◆障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行う。

##### ○利用状況

区 分	元年度	30年度	29年度
利用者数(人)	260	276	211
支給額(千円)	17,097	13,180	15,127

# 障がい者の福祉

## 概要

障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がい者の社会参加を促進している。

## 身体障がい者

身体障害者福祉法に基づき視覚、聴覚、平衡、音声、言語機能、内部に障がいのある方及び肢体不自由の方に身体障害者手帳を交付している。この手帳所持者は、法令に定める支援等が受けられる。

### ◆身体障害者手帳交付者数

(令和2年4月1日現在) (人)

区分3	視覚	聴覚 平衡	言語 そしゃく	肢体 不自由	内部	計	
1級	18歳未満	0	0	0	40	3	43
	18歳以上	144	30	1	645	1,231	2,051
	計	144	30	1	685	1,234	2,094
2級	18歳未満	0	2	0	6	1	9
	18歳以上	115	99	0	615	18	847
	計	115	101	0	621	19	856
3級	18歳未満	0	0	0	3	2	5
	18歳以上	22	71	57	737	427	1,314
	計	22	71	57	740	429	1,319
4級	18歳未満	0	0	0	3	1	4
	18歳以上	26	183	22	1,025	443	1,699
	計	26	183	22	1,028	444	1,703
5級	18歳未満	0	0	0	2	0	2
	18歳以上	41	3	0	350	0	394
	計	41	3	0	352	0	396

6級	18歳未満	1	1	0	0	0	2
	18歳以上	38	251	0	168	0	457
	計	39	252	0	168	0	459
合計	18歳未満	1	3	0	54	7	65
	18歳以上	386	637	80	3,540	2,119	6,762
	計	387	640	80	3,594	2,126	6,827

※ 重複障がい者については、主たる障がいの区分に計上

### ◆身体障がい者数の推移(各年4月1日現在)(人)

区分	平成31年	平成30年	平成29年
18歳未満	62	67	69
18歳以上	7,521	7,523	7,501
計	7,583	7,590	7,570

## 知的障がい者

知的障がい者(児)に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう療育手帳を交付している。

### ◆療育手帳交付者数(令和2年4月1日現在)(人)

区分	A(最重・重)	B(中重・軽)	計
18歳未満	62	144	206
18歳以上	274	556	830
計	336	700	1,036

### ◆知的障がい者数の推移(各年4月1日現在)(人)

区分	平成31年	平成30年	平成29年
18歳未満	201	205	209
18歳以上	817	787	757
計	1,018	992	966

## 精神障がい者

精神障がい者に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している。

### ◆精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和2年4月1日現在)

区 分	所持者数(人)
1 級	66
2 級	522
3 級	427
計	1,015

※2年ごとに更新が必要

### ◆精神障害者保健福祉手帳交付状況

(各年4月1日現在) (人)

区分	平成31年	平成30年	平成29年
1 級	80	80	84
2 級	508	462	434
3 級	407	378	312
計	995	920	830

## 各種施策

### ◆在宅重度障がい者対策事業

在宅の重度身体障がい者または人工肛門、人工膀胱造設者に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療材料、衛生器材を給付する。

#### ○給付者数(人)

区 分	元年度	30年度	29年度
治療材料	74	72	73
衛生器材	26	28	16
計	100	100	89

### ◆障がい者訪問給食サービス事業

在宅の一人暮らしの障がい者等に対して弁当を宅配し、配達時に安否認定を行う。

区 分	元年度	30年度	29年度
利用人数(人)	23	27	22
延べ配食数(食)	6,246	6,425	4,686

### ◆重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障がい者)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を重複して所持している重度心身障がい者が、医療機関にかかった場合医療費の一部を助成する。

#### ○助成状況

区 分	元年度	30年度	29年度
受給者数(人)	2,696	2,795	2,814
助成件数(件)	69,235	69,021	68,373
助成額(千円)	247,440	243,307	229,835
1人当りの医療費(円)	91,780	87,051	81,676
1件当りの医療費(円)	3,574	3,525	3,361

### ◆人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている腎臓機能障がい者が透析のため医療機関への通院に要する交通費の一部を助成する。

#### ○助成実績

区 分	元年度	30年度	29年度
助成実人数(人)	24	25	19
助成額(千円)	3,319	3,249	2,584

### ◆特別障害者手当等

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい者に支給する。

#### ○支給状況

(単位：千円)

区 分		元年度	30年度	29年度
特別障害者手当	件数	151	149	164
	金額	48,879	51,302	54,030
経過的福祉手当	件数	4	5	6
	金額	591	952	1,181
計	件数	155	154	170
	金額	49,470	52,254	55,211

#### ◆外出支援事業

一定の資格要件に該当する障がい者に対し、移動支援を目的として、市内の公共交通機関で使用できる利用券を交付する。（利用券は1枚100円）

○月8枚交付者

- ①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚、内部）の1級所持者
- ②療育手帳の程度A所持者
- ③精神保健福祉手帳1級所持者

○月40枚交付者（旧「車いすタクシー運賃助成対象者」）

- ①身体障害者手帳（障がい種別：不問）の所持者の常時車いす使用者（65歳以上の3～6級所持者は除く：高齢者福祉制度で対応）
- ②療育手帳または精神保健福祉手帳所持者の常時車いす使用者

区 分	元年度	30年度	29年度
8枚交付者（人）	325	405	350
40枚交付者（人）	198	207	210
助成額（千円）	6,309	6,281	6,073

#### ◆緊急通報システム事業（障がい者）

ひとり暮らしの重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報体制を整備する。（年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管）

区 分	元年度	30年度	29年度
支給人員（人）	10	9	9
支給額（千円）	290	264	337

#### ◆公の施設利用支援

市に登録した障がい者団体に対し、条例等に基づき公の施設の使用料を減免し、自主的な活動を支援する。

区 分	元年度	30年度	29年度
登録団体数	26	25	27

#### ◆障がい者雇用優良事業所顕彰事業

障がい者雇用に積極的に取り組む事業所を、社会貢献優良事業所として表彰するとともに、広く市民へ広報・啓発することで、障がい者雇用の促進を図る。

区 分	元年度	30年度	29年度
表彰件数	1	2	2

# 児童の福祉

## 概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成を図ることを目的としている。

教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしている。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めている。

小学校就学児童については、留守家庭の児童を対象としたこどもクラブを設置し児童の健全な育成を図っている。

障がいのある子どもとその家族に対する支援については、児童福祉法に基づく障害児通所支援や障害児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っている。

### ◆児童（0～18歳）人口（各年4月1日現在） （単位：人）

区分	令和2年	平成31年	平成30年
男	9,565	9,825	10,065
女	9,118	9,404	9,682
計	18,683	19,229	19,747

## 相談・指導事業

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応している。

### ◆要保護児童対策地域協議会（単位：回）

区分	元年度	30年度	29年度
代表者会議	1	1	1
実務者会議	4	4	3
個別ケース検討会議	117	102	82

### ◆家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置している。相談室では、2名の家庭相談員が、児童のしつけや家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っている。

#### ○相談状況（単位：件）

	元年度	30年度	29年度
性格・生活習慣等	2	5	4
知能言語	49	69	85
学校生活等	27	150	161
非行	0	5	13
家庭関係	508	809	592
心身障がい	27	46	57
その他	0	0	0
計	613	1,084	912

## 母子生活支援施設

平成29年7月、民設民営による母子生活支援施設が開所。配偶者のない女子、またはこれに準ずる女子、およびその者が監護すべき児童であり、在宅での生活に問題のある母子が入所、利用し、これらの者の自立促進のため、その生活を支援することを目的としている。

#### ○職員の構成（令和2年4月1日現在）

- ・施設長 1名
- ・母子支援員 3名
- ・主任少年指導員 1名
- ・少年指導員兼事務員 1名
- ・調理員等 1名

#### ○定員世帯 10世帯

#### ○入所状況（令和2年3月31日現在）

区分	元年度	30年度	29年度
世帯数	6	4	6
人員	17	9	14

※本市措置分のみ

## 教育・保育施設等

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「支給認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになった。各施設の利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担とした。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設、さらに、幼稚園から認定こども園への移行が進み、令和 2 年度は、認可保育所 15 か所、幼保連携型認定こども園 15 か所、幼稚園 2 か所、地域型保育事業者 8 か所となり、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めた。

なお、教育・保育施設等に入所していない未就学児童にも配慮し、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施している。

### ◆教育・保育施設の状況（新制度移行施設）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)
公立 保育所	中央保育所	100	82
	広田保育所	140	121
私立 保育所	若松第一保育園	150	144
	若松第二保育園	120	126
	若松第三保育園	150	151
	のぞみ保育園	110	121
	つるが保育園	150	155
	門田報徳保育園	120	118
	会津報徳保育園	90	89
	面川報徳保育園	45	44
	面川報徳保育園分園大戸報徳保育園	20	10
	会津婦人会保育園	140	146
	南町保育園	90	100
	博愛園	70	63
	すくすく園	70	73
私立 認定	みなみ若葉こども園	262	219
	認定こども園 会津若葉幼稚園	210	144
	菅原若葉こども園	108	89
	会津慈光こども園	240	205

こども園	慈光第二こども園	165	152
	認定こども園 子どもの森	205	186
	認定こども園 榎の木	125	140
	認定こども園 北会津こどもの村幼稚園	185	177
	認定こども園 若松第一幼稚園	75	64
	認定こども園 若松第二幼稚園	115	97
	認定こども園 若松第三幼稚園	100	59
	認定こども園 こぼとらんど	160	157
	とうみょうこども園	156	118
	ザベリオ学園こども園	144	95
	どんぐり山こども園	100	101
公立	河東第三幼稚園	50	12
私立	若松聖愛幼稚園	45	39
地域型 保育事業	リトルスターほいくえん	19	16
	ロータス保育園	19	12
	ムジバビ&チャイルドルーム	5	3
	まな児遊園 門田ルーム	15	10
	まな児遊園 幸くるルーム	11	7
	ミッキー保育園	19	11
	ベビーハウスミッキー	19	9
	さくらんぼ保育園	26	5
計		4,149	3,670

※広域入所は除く。

### ◆教育部分（1号認定）入所状況

（各年 4 月 1 日現在）

区分	令和 2 年	平成 31 年	
教育施設数	17 箇所	17 箇所	
定員	982 人	1,145 人	
入所児	3 歳児	224 人	277 人
	4 歳児以上	504 人	564 人
	計	728 人	841 人
入所	定員比率	74.1%	73.4%
	乳幼児人口比率	14.2%	15.9%

※広域入所は除く。

※教育施設は 認定こども園 15 か所（保育部分と重複）、新制度移行幼稚園 2 か所の計 17 か所

◆保育部分（2・3号認定）入所状況

(各年4月1日現在)

区分	令和2年	平成31年	平成30年	
保育施設数	38箇所	38箇所	36箇所	
定員	3,167人	3,145人	2,934人	
入所児童数	3歳未満児	1,100人	1,119人	1,090人
	3歳児	575人	588人	557人
	4歳児以上	1,267人	1,213人	1,158人
	計	2,942人	2,920人	2,805人
入所率	定員比率	92.9%	92.8%	95.6%
	乳幼児人口比率	57.5%	55.1%	51.5%

※各年度、広域入所は除く。

※令和2年の保育施設は、保育所15か所、認定こども園15か所（教育部分と重複）、地域型保育事業8か所の計38か所

◆入所児童等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	人員 (人)			割合 (%)	
	公立	私立	計		
教育・保育施設数	3	37	40	-	
定員	290	3,859	4,149	-	
入所児童数	0歳	10	94	104	2.8
	1歳	26	425	451	12.3
	2歳	35	510	545	14.8
	3歳	41	758	799	21.8
	4歳	48	846	894	24.4
	5歳	55	822	877	23.9
	計	215	3,455	3,670	100.0

※広域入所は除く。

◆入所理由の状況 (令和2年4月1日現在)

1号認定	教育	728人
2・3号認定	就労	2,598人
	妊娠・出産	107人
	保護者の疾病等	33人
	同居親族の介護等	7人
	災害復旧	0人
	求職活動	57人
	職業訓練・就学	13人
	児童虐待・DV	0人
	育児休業	125人
	その他	2人
	計	3,670人

※ 1号認定…満3歳以上で教育を希望する児童  
2号認定…満3歳以上で保育を希望する児童  
3号認定…満3歳未満で保育を希望する児童

※ 広域入所は除く。

◆幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳児から（教育・保育給付認定1号認定は満3歳から）5歳児の全世帯と、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償化された。



◆ 3号認定者の利用者負担額（保育料）

単位：円

階層区分 (定義)	3歳 未満児
第1階層 (生活保護世帯)	0 (0)
第2階層(市民税非課税)	0 (0)
第3階層(市民税所得割非課税)	17,000 (16,700)
第4階層(市民税所得割 48,600円未満)	19,500 (19,100)
第5階層(市民税所得割 66,000円未満)	23,000 (22,600)
第6階層(市民税所得割 78,000円未満)	27,000 (26,500)
第7階層(市民税所得割 97,000円未満)	30,000 (29,400)
第8階層(市民税所得割 116,000円未満)	34,000 (33,400)
第9階層(市民税所得割 142,000円未満)	39,000 (38,300)
第10階層(市民税所得割 169,000円未満)	42,000 (41,200)
第11階層(市民税所得割 216,000円未満)	48,000 (47,100)
第12階層(市民税所得割 280,000円未満)	54,000 (53,000)
第13階層(市民税所得割 301,000円未満)	58,000 (57,000)
第14階層(市民税所得割 397,000円未満)	62,000 (60,900)
第15階層(市民税所得割 529,000円未満)	66,000 (64,800)
第16階層(市民税所得割 529,000円以上)	70,000 (68,800)

※下段()内は保育短時間の場合の利用者負担額

◆ 3号認定者階層別の入所状況

(令和2年4月1日現在)

階層区分	人員	割合
第1階層	6人	0.5%
第2階層	67人	6.1%
第3階層	41人	3.7%
第4階層	124人	11.3%
第5階層	103人	9.4%
第6階層	83人	7.5%
第7階層	124人	11.3%
第8階層	106人	9.6%
第9階層	112人	10.2%
第10階層	122人	11.1%
第11階層	113人	10.3%
第12階層	59人	5.4%
第13階層	11人	1.0%
第14階層	15人	1.4%
第15階層	7人	0.6%
第16階層	7人	0.6%
計	1,100人	100.0%

※広域入所は除く。

◆保育所運営委託料・扶助費の推移

区 分	元年度	30年度	29年度
施設数(所)	37	36	35
利用延べ人数(人)	45,609	45,381	45,271
保育所運営委託料(千円)	1,730,127	1,735,462	1,925,774
扶助費(千円)	2,069,483	1,759,831	1,549,271
対前年比(%)	109	101	112

※平成27年度新制度開始に伴い保育所運営委託料、及び扶助費(施設型給付費・地域型保育給付費)にて支給を行った。

◆保育所等への特別保育事業補助金交付状況

元年度	30年度	29年度
362,596千円	337,387千円	310,967千円

※各施設で提供した延長保育、一時預かり、障がい児保育、地域子育て支援センター等の保育サービスに対し補助金を交付した。

へき地保育所

◆へき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っている。

保育所は市が設置し、指定管理者による運営・管理を行っている。

○入所児童数 (各年4月1日現在)(単位:人)

区 分	定員	2年	31年	30年
湊しらとり保育園	60	44	47	50

在宅福祉対策

◆子ども医療費助成事業

本市に住所を有する、0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童を対象に、保健の向上に寄与するため、医療費の一部負担額及び入院時食事療養費(自己負担分)を保護者に助成している。

○助成状況

区 分	元年度	30年度	29年度
助成対象人数(人)	18,683	19,229	19,747
助成件数(件)	261,413	263,623	269,394
助成額(千円)	541,186	550,469	582,624
1人当たりの助成額(円)	28,995	28,627	29,504
1件当たりの助成額(円)	2,072	2,088	2,163

◆児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する。

○支給要件 中学校修了前の児童を養育している者

○手当の額(月額)

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前

第一子・第二子 10,000円

第三子以降 15,000円

中学生 10,000円

所得制限以上の者 一律 5,000円

○支給時期 年3回(2月、6月、10月)

○児童手当支給状況

区 分	元年度	30年度	29年度	
児童手当	受給者数(人)	8,071	8,318	8,541
	延児童数(人)	160,773	164,909	168,830
	支給額(千円)	1,779,810	1,830,430	1,878,385

※受給者数は2月末時点

◆障害児福祉手当

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい児に支給する。

○支給状況 (単位:千円)

区 分	元年度	30年度	29年度	
障害児福祉手当	件数	53	51	57
	金額	8,403	8,520	9,684

◆特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給する。

区 分	元年度	30年度	29年度
1級(重度)	105人	104人	107人
2級(中度)	148人	135人	131人
計	253人	239人	238人

#### ◆就学遺児激励金

就学遺児に対し激励金を支給する。

##### ○支給対象

本市に住所を有し、学校教育法第1条に規定する小・中学校又は特別支援学校の小学部もしくは中学部第1学年に在学する就学遺児。なお、平成25年度より対象を小・中学校に在学する児童に拡大し、小学校在学時1回、中学校在学時1回支給している。

○支給額 就学遺児1人につき30,000円

##### ○支給状況

区 分	元年度	30年度	29年度
支給児童数(人)	45	27	35
支給額(千円)	1,350	810	1,050

区 分	元年度	30年度	29年度	
城前児童センター	登録児童	14,781	15,537	12,615
	幼児クラブ	67	14	158
	自由来館者	185	158	321
行仁町児童センター	登録児童	16,803	18,205	17,363
	幼児クラブ	169	676	683
	自由来館者	924	777	617
材木町児童館	登録児童	—	—	13,018
	幼児クラブ	—	—	840
	自由来館者	—	—	856
西七日町児童館	登録児童	—	—	—
	幼児クラブ	121	342	523
	自由来館者	4,634	7,052	7,122
合 計	登録児童	31,584	33,742	42,996
	幼児クラブ	357	1,032	2,204
	自由来館者	5,743	7,987	8,916

※登録児童：放課後児童健全育成事業の利用児童

#### ◆放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主として余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図る。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学3年生までから6年生までに拡大したことから、施設を増設し、定員を増員した。

また、利用時間についても18時から19時までに延長した。

##### ○登録児童数(令和2年5月1日現在)(単位:人)

区 分	計	区 分	計
城前こどもクラブ(市直営)	81	永和こどもクラブ(社会福祉法人 南町保育会)	37
行仁こどもクラブ(市直営)	89	神指こどもクラブ(社会福祉法人 南町保育会)	41
城北こどもクラブ(社会福祉法人 会津若松保育協会)	122	門田こどもクラブ(社会福祉法人 会津報徳会)	153
城西こどもクラブ(社会福祉法人 会津報徳会)	161	城南第一こどもクラブ(学校法人 慈光学園)	88
謹教こどもクラブ(社会福祉法人 南町保育会)	102	城南第二こどもクラブ(社会福祉法人 南町保育会)	28
日新こどもクラブ(学校法人 若松幼稚園)	116	東山こどもクラブ(社会福祉法人 博愛会)	79

## 健全育成対策

#### ◆児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っている。

##### ○幼児クラブ登録数

(令和2年5月1日現在)(単位:人)

区 分	幼児
城前児童センター(城前幼児クラブ)	0
行仁町児童センター(行仁幼児クラブ)	10
西七日町児童館(西七日幼児クラブ)	11
合 計	21

湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	27	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	139
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	39	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	35
一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	151	荒館こどもクラブ (学校法人 白梅)	72
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	43	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	28
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	64	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	104
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	36		
合計		1,835	

※ ( ) は事業委託先

#### ◆こどもクラブ利用料(減免申請が必要)

		当該年度市町村 民税課税	当該年度市町村 民税非課税
一般世帯	1人目	4,000円 (1,000円)	2,000円 (500円)
	2人目	2,000円 (500円)	0円 (0円)
	3人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
ひとり親世帯	1人目	2,000円 (500円)	1,000円 (250円)
	2人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
生活保護世帯		0円	

※ ( ) 内は18時以降利用時の延長利用料

#### ◆地域組織(母親クラブ)活動支援

児童館を拠点として、親子の交流行事や家庭養育の研修、地域行事への参加等を行い、地域の中で児童健全育成を進めている「地域組織」の活動を支援している。

○クラブ会員数(各年4月1日現在)(単位:人)

区分	2年	31年	30年
鶴城ふれあいクラブ	67	83	75
行仁母親クラブ	78	70	79
日新クラブ	0	20	36
計	145	173	190

## 社会環境の整備事業等

#### ◆児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置している。

○設置状況(令和2年4月1日現在)

・大木の芝原公園

#### ◆保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するため、市保育士会の協力を得て開催している。

○開催状況

区分	元年度	30年度	29年度
回数(回)	3	3	3
参加者数(人)	1,192	1,145	1,248

#### ◆一時預かり事業(一般型)

保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により保育できない未就学児童を保育所、認定こども園等で一時的に預かり、保育している。育児疲れ解消にも利用でき、保護者の心理的・身体的負担の軽減を支援している。市内保育所8か所、認定こども園14か所、幼稚園1か所で実施している。

#### ◆地域子育て支援センター事業

育児不安解消のための知識、技術を提供するために、電話相談や面接相談を行っている。そのほか、遊び場や親と子の触れ合いを深め、母親同士、育児の情報交換や悩みを出し合い、解消していく場の提供として、市内保育所13か所及び幼保連携型認定こども園13か所で園庭の開放等の活動を行っている。

#### ◆ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っている。

○活動実績

	元年度	30年度	29年度
利用件数(件)	3,144	2,937	3,639
うち 病児・緊急時の預かり等	5	4	39

#### ◆ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする傾聴を中心とした支援を行っている。

### ○活動実績

	元年度	30年度	29年度
利用世帯数（世帯）	28	21	21
子どもの人数（人）	56	33	38
訪問回数延べ（回）	257	193	197

### ◆ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃん和父母者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃん和父母者に絵本や絵本ガイドなどの入った「ブックスタート・パック」の配付を行っている。

### ○活動実績

	元年度	30年度	29年度
配付対象者（人）	807	819	913
配付状況（人）	774	789	880

### ◆子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において、児童を預かることにより、保護者の負担軽減及び、虐待の未然防止を図っている。また、緊急一時的に母子保護を必要とする場合、養育・保護することにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図っている。

### ○活動実績

	元年度	30年度	29年度
利用日数（日）	62	23	16

# ひとり親家庭の福祉

## 概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっている。

本市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導體制の強化を図っている。

## 相談・指導事業

### ◆女性福祉相談室

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言を行うため女性相談員を2名置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のため援助を行っている。

### ○相談種別・件数の推移

区 分	元年度	30年度	29年度	
施設入所	2	2	1	
経済問題	48	42	48	
職業問題	36	36	13	
住宅問題	9	12	14	
家族問題	夫 婦	309	246	236
	その他	81	53	42
更生問題	0	0	0	
そ の 他	31	36	39	
計	516	427	393	

## 在宅福祉対策

### ◆ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有するひとり親家庭の親及びその児童並びに父母のない児童に係る疾病または負傷について、保険診療分の一部負担金を助成している。

(平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。)

### ○ひとり親家庭医療費の助成状況 (各年3月31日現在)

区 分	元年度	30年度	29年度
登録世帯数(世帯)	1,311	1,356	1,394
登録人数(人)	3,271	3,368	3,510
助成件数(件)	18,131	17,996	12,042
助成額(千円)	51,125	54,244	32,311
1人当たりの医療費(円)	15,629	16,105	9,205
1件当たりの医療費(円)	2,819	3,014	2,683

## 自立支援対策

### ◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っている。平成26年10月より、父子家庭への貸付が開始された。

### ○母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定の状況

・元年度 5件、30年度 16件、29年度 12件

### ○母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談件数

・元年度 72件、30年度 105件、29年度 122件

### ◆児童扶養手当

父親又は母親がいない場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給している。(所得の制限あり)

### ○支給要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(心身に障がいのある児童は20歳未満)を監護、養育する者(父子家庭については監護のほか、生計が同一であること)

### ○手当の額 (令和2年4月1日現在)

児童1人の場合 月額 最大 43,160円

児童2人の場合 月額 最大 10,190円加算

3人以上の場合 1人増すごとに

月額最大 6,110円加算

### ○支給時期 年6回(1、3、5、7、9、11月)

### ○児童扶養手当受給権者数 (各年8月1日現在)

区 分	元年度	30年度	29年度
離 婚	1,377	1,368	1,404
死 亡	11	12	15
遺 棄	1	2	3
未婚の母	136	126	157
父又は母障がい	3	3	3
そ の 他	10	9	4
計	1,538	1,520	1,586

※法改正により、平成22年8月から父子家庭にも支給が拡大され、平成26年12月より年金との併給が認められるようになった。

### ◆ひとり親家庭自立支援給付金

ひとり親家庭の父、母を対象に、生活の安定を図るため資格取得や技能取得、学び直しを支援するための費用を助成しています。

#### ○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で修業する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に4年間を上限に月額で市民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円を支給しています。

〈実績〉

	元年度	30年度	29年度
件数(件)	7	10	11

#### ○自立支援教育訓練給付金

就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に費用の60%を支給します。

〈実績〉

	元年度	30年度	29年度
件数(件)	1	0	0

#### ○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格を目指し、対象講座を受講するひとり親家庭の父、母、児童で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に対象講座受講修了時には、受講費用の20%、2年以内に高等学校卒業程度認定試験に合格時には、受講費用の40%を支給します。

# 低所得者の福祉

## 生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに生活の向上をはかりつつ、その自立を助長することを目的としている。

### ◆生活保護制度の基本理念

生活保護法には、生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し遵守されなければならない原理が明記されている。すなわち国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の四つである。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活の原理」は、いわば国の守るべき事柄を定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な生活を可能にするものでなくてはならないと定めている。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用することを要件としており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとしている。

生活保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められる。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じる。保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものである。

### ◆被保護世帯数と人員 (各年度末)

区 分	元年度	30 年度	29 年度
被保護世帯数	1,501	1,549	1,541
被保護人員	1,852	1,926	1,944
1 世帯当り人員	1.2	1.2	1.3
保 護 率(%)	15.6	16.0	16.1

※%o(パーミル)は千分率

※被保護世帯数及び人員には保護停止中も含む

### ◆保護の状況 (各年度末)

区 分	元年度	30 年度	29 年度
被保護人員	1,852	1,926	1,944
生活扶助(人)	1,651	1,711	1,710
住宅扶助(人)	1,505	1,560	1,566
教育扶助(人)	59	71	72
医療扶助(人)	1,486	1,540	1,601
介護扶助(人)	367	356	333
生業扶助(人)	27	32	41
出産扶助(人)	0	1	1
葬祭扶助(人)	30	27	19

※出産扶助・葬祭扶助は年度計の人数

### ◆扶助費年次別の推移 (単位:千円)

区 分	元年度	30 年度	29 年度
生活扶助	827,659	859,792	880,194
住宅扶助	363,610	354,970	342,355
教育扶助	6,257	8,031	9,847
医療扶助	1,378,734	1,261,055	1,296,226
介護扶助	92,380	81,079	70,033
生業扶助	3,764	6,576	8,507
就労自立	1,561	1,703	591
進学準備	700	—	—
出産扶助	0	9	399
葬祭扶助	5,067	5,188	3,080
施設事務費	51,426	41,624	41,915
総 額	2,731,158	2,620,027	2,653,147

## 生 活 保 護

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当しており、生活保護に関する相談及び援助、指導にあたっている。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定する。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなる。



◆生活保護の申請状況

区 分	元年度	30年度	29年度
申請件数	193	230	204
取り下げ件数	12	16	9
却下件数	19	12	12
決定件数	163	195	180
廃止件数	223	185	167

◆保護開始理由

区 分	元年度	30年度	29年度	
世帯主の傷病	27	49	35	
世帯員の傷病	3	0	2	
働いていた者の死亡・離別	10	9	9	
働きによる収入の減少喪失	定年・失業	14	22	18
	老齢による	5	13	9
	事業不振・倒産	4	1	1
	その他	15	12	13
社会保障給付金の減少等	0	0	0	
仕送りの減少・喪失	9	8	4	
預貯金等の減少	50	49	52	
その他	26	32	37	
計	163	195	180	

◆保護廃止理由

区分	元年度	30年度	29年度
傷病治ゆ	0	3	4
死亡・転出(失そう)	85	55	64
就労収入の増加	29	28	18
働き手の転入(同居)	1	1	0
社会保障給付費の増加	18	9	8
親類縁者の引き取り	8	8	6
施設入所	9	10	8
医療費他法負担	5	3	2
その他	68	68	57
計	223	185	167

◆最低生活費の例（月額）

〔 高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女 〕

(単位：円)

区 分	元年度	30年度	29年度	
居 宅	生活基準額	102,890	97,160	92,860
	冬季加算	10,590	10,390	10,390
	計	113,480	107,550	103,250
住宅扶助	40,000	40,000	40,000	
世帯当たり最低生活費	153,480	147,550	143,250	

※冬季加算は11月から4月まで

※住宅扶助は上限額

施設保護

◆救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

なお、入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準ずる世帯の方で身体上または精神上著しい障がいのため、介護を必要としたり、働く能力がなかったり、あるいは社会復帰する見込みがたたない方である。

◆入所者の状況（令和2年4月1日現在）

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
からまつ荘	0	0	0	6	6
矢吹緑風園	0	0	0	2	2
郡山せいわ園	0	0	0	0	0
しののめ荘	0	0	3	8	11
ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	3	17	20

## 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策の強化を目的として、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じた支援を包括的に行うことにより、自立を促進するものである。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業と子どもの学習・生活支援事業を実施している。

### ◆自立相談支援事業（生活サポート相談窓口）

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労に関するさまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けて継続的・包括的な支援を実施している。

また、生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関相互の連携を目的とした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、ひきこもりの早期把握や効果的な支援に向けて取り組んでいる。

### ◆住居確保給付金の支給

就労可能で就労意欲はあるものの、離職（離職後2年以内）により住居を失った又は失うおそれのある方に対し、住宅費相当額を支給（有期・限度額あり）しながら積極的な就労支援を行い、早期の自立に向けて支援している。

### ◆就労準備支援事業

直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に、就労体験やボランティア等への参加を通して、就労意欲の喚起を図るとともに、就労や社会参加等に必要基本的な生活習慣の形成やコミュニケーション能力の向上等に取り組んでいる。

### ◆子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへ学習支援を行い、基礎学力や進学率の向上を図るとともに、保護者への学習や進学に関する助言や、家庭環境の改善に向けた働きかけを行っている。

## ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して、「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立に向けて取り組んでいる。

### ○対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳から39歳の方。また、参加により就職に結びつくとは判断される場合には、40歳以上の方でも対象とする。

### ○実施内容

- ・開設日…毎週火・水・木曜日の10時30分～15時30分
- ・支援サポーター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施する。
- ・プログラムの参加状況等により、個別にアプローチを行う。

# その他の福祉

## 各種見舞金・貸付金等

### ◆特定疾患患者見舞金制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病のため治療を受けている方、または腎臓障害のため血液透析を受けている方に年1回5,000円の見舞金を支給している。(重度心身障がい者医療費受給者証所持者は除く)

#### ○支給状況

区 分	元年度	30年度	29年度
支給人員(人)	352	388	480
支給額(千円)	1,760	1,940	2,400

### ◆諸証明事務

障がい者手帳所持者のうち、NHK放送受信料・自動車税等・有料道路通行料の減免対象者からの申請により、減免手続きに必要な証明書を交付する。  
(件)

区 分	元年度	30年度	29年度
NHK放送受信料	208	169	193
自動車取得税、自動車税	168	207	196
有料道路通行料	712	730	716

### ◆高額療養費貸付制度

傷病のため診療を受け、高額な医療費を支払い、生活に困窮する市民の方に対し、その支払資金を貸付け、当該世帯の生活の安定を図っている。

○貸付金額 高額療養費の100分の100以内

○貸付原資額 1,000万円

#### ○貸付状況

区 分	元年度	30年度	29年度
件数(件)	84	95	108
金額(千円)	18,955	20,985	25,781

## 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の遺族の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っている。

### ◆相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、給付金の受給、あるいは戦傷病者の援護などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っている。

### ◆戦没者の遺族・旧軍人軍属等に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・公務扶助料等の支給に関する相談、弔慰金・特別給付金の支給に関する進達、相談を行っている。

### ◆戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻などの方に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対して療養手当の支給に関する進達、相談を行っている。

### ◆戦没者追悼式

例年本市では国、県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに、平和を祈念して追悼式を開催している。(英霊柱数3,100余柱、遺族数約2,400人)

## 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体である。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団や青少年赤十字の支援などを行っている。

#### ○社費募集状況(各年度3月末日現在)

区 分	元年度	30年度	29年度
目標額(千円)	16,073	16,073	16,073
実績額(千円)	15,368	15,702	25,216

### ◆災害救護

災害時(火災を含む)に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な救護資材を整備し、有事に備えている。

#### ○災害救護回数

元年度	3件
30年度	3件
29年度	6件

### ◆各種講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を修得し、人命尊重と事故防止に役立っている。

## 献血推進事業

輸血用血液を確保するため献血思想の普及と血液センターとの連携により、街頭献血、各事業所等の献血事業を行っている。

区分	元年度	30年度	29年度
目標数(人)	2,549	2,628	2,916
献血数(人)	2,403	2,537	2,635
達成率(%)	94.2	96.5	90.3

## 行旅者等救援事業

身寄りや引取者のない困窮行旅人に旅費等の支給、行旅中死亡者については、埋葬などの救護を行っている。

## 孤立死防止対策

### ◆孤立死防止における取組

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月より、電気、ガス、水道、新聞等のライフラインに関わる事業者等と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けた取組を実施している。

- ・協定締結事業所数(令和2年4月1日現在)

19事業所

## 福祉を支える市民

### ◆社会福祉関係各種委員・相談員等

健康と思いやりの心を育てる、社会福祉のまちづくりの形成には、行政の対応とともに、市民一人ひとりの理解と参加が必要である。

行政の対応、施策の設定の段階で、市民の意向、意志が反映され、また、事業の実施にも市民と行政が一体となって推進するために、以下の委員を国、県及び市が委嘱している。

### ● 民生委員推薦会委員

民生委員候補者の推薦、内申をする(10人)

### ● 老人ホーム入所判定委員

老人ホームの入所、継続措置の要否を判定する(5人)

### ● 高齢者福祉相談員

友愛訪問安否の確認、日常生活の相談を受け指導助言をする(52人)

### ● 家庭相談員

家庭における人間関係、児童の養育等の相談に応じ指導する(2人)

### ● 女性相談員

女性の生活相談、貸付相談業務を行う(2人)

### ● 虐待対応支援員

要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への支援を行う(2人)

### ● 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会委員

障害者総合支援法における障害支援区分の審査判定及び支給要否決定への意見を述べる(12人)

### ● 手話通訳者

聴覚障がい者等の社会生活における手話通訳をする(22人)

### ● 戦没者遺族相談員

遺族の年金、給付等の相談に応じる(1人)

### ● 子ども・子育て会議委員

子どもや子育て家庭の支援に関する施策などについて調査審議をする(18人)

## 民生委員・児童委員

### ◆民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する民生委員・児童委員の任期は3年で、令和元年12月1日に改選された。本市の民生委員・児童委員の定数は279人で、それぞれの地域の実情の把握に努め、要支援者(世帯)の援助、福祉サービスに関する情報提供、地域住民の見守り等に当たっている。そのうち32人は、児童問題に取り組む主任児童委員である。

民生委員・児童委員で構成する地区民生児童委員協議会は、おおむね小学校通学区を単位とした16地区に設けられている。

【民生委員・児童委員方部別委員数】

(令和2年4月1日現在)

方部	地区名	委員数
第1	行仁地区	19 (2)
第2	鶴城地区	23 (2)
第3	謹教地区	22 (2)
第4	城北地区	18 (2)
第5	日新地区	21 (2)
第6	城西地区	22 (2)
第7	町北地区	9 (2)
第8	東山地区	12 (2)
第9	湊地区	11 (2)
第10	一箕地区	24 (2)
第11	高野地区	7 (2)
第12	神指地区	11 (2)
第13	門田地区	28 (2)
第14	大戸地区	10 (2)
第15	北会津地区	19 (2)
第16	河東地区	23 (2)
計		279 (32)

※ ( )内は主任児童委員

【活動状況】

(令和元年度)

区 分		民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	239	0
	介護保険	150	0
	健康・保健医療	241	0
	子育て・母子保健	121	77
	子どもの地域生活	1,347	632
	子どもの教育・学校生活	392	157
	生活費	116	6
	年金・保険	51	1
	仕事	15	0
	家族関係	111	10
	住居	125	1
	生活環境	227	0
	日常的な支援	3,173	265
	その他	1,548	63
	合計	7,856	1,212

支援件数 分野別相談・	高齢者に関すること	4,684	245
	障がい者に関すること	326	0
	子どもに関すること	1,941	899
	その他	905	68
合計		7,856	1,212
その他の活動件数	調査・実態把握	2,971	74
	行事・事業・会議への参加協力	7,052	976
	地域福祉活動・自主活動	10,025	2,148
	民児協運営・研修	9,545	1,362
	証明事務	450	1
	要保護児童の発見の通告・仲介	80	27
回数 訪問	訪問・連絡活動	30,364	598
	その他	6,742	182
整回数 連絡調	委員相互	12,846	2,624
	その他の関係機関	9,059	883
活動日数		37,073	4,996

※ 主任児童委員は再掲

社会福祉法人指導監査

◆社会福祉法人指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある社会福祉法人にあつては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

- ・対象法人数 14 法人(令和2年4月1日現在)
- ・令和元年度実施 6 法人

# 会津若松市社会福祉協議会

## 概要

本協議会は、地域社会の福祉向上のため、昭和 25 年 3 月 6 日に「財団法人若松市民生事業助成会」として発足し、会津寮授産所などを設置、運営したのがはじまりで、その後昭和 27 年 5 月 31 日に社会福祉法人に組織変更し、さらに昭和 30 年 1 月 1 日の隣接村との合併により市名を「会津若松市」と改めたのに伴い、名称を「会津若松市社会福祉協議会」と変更する。平成 16 年 11 月 1 日、旧北会津村社会福祉協議会、平成 17 年 11 月 1 日、旧河東町社会福祉協議会と合併をする。平成 29 年 10 月には、支所を廃止するなどの機構改革を行った。

本協議会の事業は以下のとおり。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センターの経営
- (9) ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10) 低所得世帯に対する資金の貸付
- (11) 奉仕銀行の設置運営
- (12) 社会福祉事業施設団体職員の共済事業
- (13) 障害福祉サービス事業
- (14) 障害児通所支援事業の経営
- (15) 移動支援事業
- (16) 居宅介護等事業
- (17) 老人デイサービス事業の経営
- (18) 介護予防事業
- (19) 認知症対応型老人共同生活援助事業  
(グループホームみなづる) の経営
- (20) 福祉サービス利用援助事業
- (21) 放課後児童健全育成事業
- (22) 北会津保健センターの経営
- (23) 園芸ふれあいセンターの経営
- (24) その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 組織

- 役員 理事 12 人、監事 2 人、評議員 20 人
- 職員 38 人  
事務局次長 2 人、課長 4 人（兼 1 人）、室長 2 人、課長補佐 1 人、主幹 2 人、係長 9 人（兼 4 人）、センター長 1 人、園長 2 人（兼 1 人）、主査 7 人、

主任保育士 4 人、主任ホームヘルパー 1 人、主任介護員 2 人、主任介護支援専門員 1 人、主事 4 人、介護員 1 人、ホームヘルパー 1 人

## 主な事業

- 総合生活支援事業（生活サポート事業）
  - ・日常生活自立支援事業
  - ・生活福祉資金貸付事業
  - ・高額療養費貸付事業
  - ・福祉人材センター協力事業
- 地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）
- ボランティアセンター事業
  - ・生活支援相談員配置事業
- いきいき健康長寿事業
  - ・老人福祉センター運営事業
  - ・介護予防事業
  - ・会津若松市健幸スクール事業
  - ・北会津保健センター事業
- 子育て支援事業
  - ・湊しらとり保育園の運営
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・障害児通所支援事業（会津通園訓練センターたんぼぼ園）
  - ・未来きぼう応援金事業
- 障がい福祉サービス事業
  - ・居宅介護事業
  - ・重度訪問介護事業
  - ・ガイドヘルパー派遣事業
- 在宅サービス推進事業
  - ・要介護認定調査事業
  - ・会津若松市河東地域包括支援センター事業
  - ・訪問介護事業
  - ・居宅介護支援事業
  - ・介護予防支援事業
  - ・通所介護事業
  - ・介護サポートサービス事業
  - ・認知症対応型共同生活介護事業
  - ・認知症対応型通所介護事業
  - ・園芸ふれあいセンターの運営
- 共同募金
  - ・共同募金、歳末たすけあい募金への協力
- 社会福祉事業施設団体職員共済事業
- 団体経営

## 各種事業の状況

### ● 生活福祉資金貸付状況

区 分	元年度	30年度	29年度
貸付決定件 (件)	63	51	41
貸付金額 (千円)	8,771	9,037	10,702

### ● 社会福祉資金貸付状況

区 分	元年度	30年度	29年度
貸付決定件数 (件)	0	2	1
貸付金額 (千円)	0	10	20

### ● 社会福祉団体等への助成の状況

(令和元年度)

助成団体名	助成金額(円)
会津若松市区長会	506,000
会津若松市民生児童委員協議会	611,000
会津若松市各方部民生児童委員協議会	2,290,800
会津若松市老人クラブ連合会	100,000
会津若松身体障がい者福祉会	70,000
認知症の人と家族の会福島県支部 会津地区会	50,000
会津若松地区更生保護女性会	70,000
会津若松市保育士会	100,000
会津若松市保育所連合会	100,000
会津若松市保育所保護者会連合会	50,000
福祉ボランティアサークルひまわりの会	100,000
会津若松市子どもまつり実行委員会	100,000

### ● 共同募金・歳末たすけあい運動の状況

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	29年度
共同募金	10,731	12,567	13,350
歳末たすけあい	4,937	4,987	5,147

### ● 令和元年度共同募金方法別金額

募金方法	金額 (円)
戸別募金	7,461,750
(法人)大口募金	1,044,952
職域募金	611,349
学校募金	581,717

街頭募金	0
その他	1,031,480
計	10,731,248

### ● 令和元年度歳末たすけあい募金の配分先

配 分 先	金額 (円)
ふれあい・いきいきサロン活動	510,000
一人暮らし高齢者昼食会	223,000
就学遺児御見舞	75,000
生活困難世帯御見舞	1,055,000
こども食堂支援事業	150,000
ふれあい交流事業 (河東)	190,000
地域福祉事業費	2,734,374
合 計	4,937,374

### ● 奉仕銀行預託・払出件数の推移

区分	元年度	30年度	29年度	
物 品	預託件数	35	36	45
	払出件数	35	36	45

## 会津若松市老人福祉センター

昭和53年12月5日に設置され、市内に住む60歳以上の方に利用されている。主な事業は次のとおりである。

- ・ 生活、健康、その他の各種相談
- ・ 生業、就労等の指導
- ・ 健康増進と機能の回復訓練
- ・ 教養の向上、レクリエーション等の事業又は便宜の提供

### ● 開館及び利用状況

(単位：人)

区分	元年度	30年度	29年度	
開館日数(日)	279	296	297	
利 用 数	男	8,872	8,806	8,921
	女	11,529	12,713	13,261
	計	20,401	21,519	22,182
協力金(千円)	3,680	3,886	3,962	
利用者1日平均	73.1	74.3	72.5	
健康相談	2,902	3,431	2,111	
ヘルストロン利用者	1,826	2,289	2,517	

## ボランティア活動

### ● 主なボランティアグループ及び活動内容

#### ○点字サークルひよこ

各種点訳、点字講習会、視覚障がい者との交流

#### ○カトリック会津若松教会

施設在宅支援、高齢者、ダルク支援

#### ○会津若松音訳サークル「ひびきの会」

視覚障がい者のための依頼文書、書籍のテープ作りと郵送

#### ○会津わたぼうし会

ミニコンサート開催と障がい者との交流

#### ○障害者の明日を考える会

障害者問題啓発活動とイベント開催

#### ○福島県骨髄バンク推進連絡協議会会津支部

骨髄バンクのPR・登録推進・患者支援

#### ○ぶどうの会

ひとり暮らし高齢者・在宅患者等との食事会

#### ○ボランティアひまわり

保育援助・高齢者への支援

#### ○会津難病ボランティアつむぎの会

難病患者及び家族への支援・家庭訪問

#### ○AFSL会津富士通セミコンダクター労働組合

他団体と連携、協力、福祉施設支援・収集活動

#### ○視覚障害者とコンピュータ勉強会「あい&あい」

視覚障害者のPC利用援助、録音テープのCD化

#### ○河東町防災支援無線赤十字奉仕団

社会公共の為に必要な労力、その他の奉仕

#### ○河東町ボランティアグループ「風っ子」

障がい児者支援の地域ネットワーク活動

#### ○あいづ小さな風の会

傾聴活動（電話・施設・在宅・外来者・ガンピアサロン）

#### ○精神保健福祉ボランティア「まざらんしょ」

精神障がい者の社会復帰のための支援活動

#### ○会津かたりべ会

民話、昔話を語る活動

#### ○学生ボランティア連絡会

被災者（児）支援、地域支援

- ・生活自立支援の推進（生活資金等の貸付事業、フードバンク事業、緊急食料セットの配備・提供、こども食堂活動団体への協力・支援）
- ・福祉人材センター協力事業
- ・認知症の人と家族の居場所づくり支援

### ● 地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）

- ・地域福祉活動計画の進捗管理
- ・小地域ネットワーク組織化事業の推進（「地域支え合い団体（地区社協）」の組織化と活動支援）
- ・ふれあい・いきいきサロン活動支援事業
- ・空き家等を活用したささえあい拠点認定制度事業
- ・一人暮らし高齢者会食会事業
- ・高齢世帯交流会の開催
- ・福祉台帳及び緊急連絡カード配備事業
- ・福祉実習生の受け入れ
- ・福祉団体育成・支援事業
- ・福祉バス運行事業
- ・奉仕銀行設置運営事業

### ● ボランティアセンター事業

- ・会津若松市ボランティア学園事業
- ・ボランティアマッチング事業
- ・自分発見ボランティア事業
- ・除雪ボランティア活動事業
- ・ボランティア活動保険の加入促進
- ・ボランティア活動機材の貸出
- ・ボランティア連絡協議会の育成強化と会津若松市地域支援ネットワークボランティアとの連携強化
- ・企業の社会貢献活動への支援
- ・生活支援相談員配置事業
- ・障がい者支援センターカムカムボランティア事業
- ・小・中学校向け「ふくし体験出前講座」の実施
- ・出前福祉体験教室事業の推進
- ・サービスラーニングの研究
- ・災害ボランティアセンター支援体制の強化

## 地域福祉事業

### ● 総合生活支援事業（生活サポート事業）

- ・ふれあい福祉センター総合生活相談所（一般相談、法律相談、ボランティア相談、障がい児者相談、傾聴相談、権利擁護・成年後見相談、子育て相談、年末出前特別相談）
- ・権利擁護支援体制の推進